
高濃度PCB廃棄物の処理事業の終了報告

令和8年3月26日



廃棄物規制担当参事官室/PCB廃棄物処理推進室

令和7年度のJESCOによる高濃度PCB廃棄物処理量

- 令和7年度にJESCOで処理された高濃度PCB廃棄物は、変圧器・コンデンサー等が約831台。安定器・汚染物等が約223トンであった（令和8年3月末）。
- 今後の新規発覚物については新たな処理体制の準備ができるまで保管となる。

令和7年度の事業エリア別の変圧器コンデンサのJESCO処理量 (単位：変圧器・コンデンサー／台、PCB油／kg)

事業エリア	北海道	東京	西日本	合計
変圧器	7	2	6	15
コンデンサー	149	94	573	816
合計	156	96	579	831
PCB油	150	1	51	201

※西日本：北九州・大阪・豊田事業エリア

※ 端数の関係で合計は合わない。

令和7年度のJESCO北海道(室蘭)事業所での安定器等のJESCO処理量 (単位 t)

事業エリア	北海道	東京	西日本	合計
安定器	26	117	61	203
汚染物等	2	13	4	20
合計	28	130	65	223

※西日本：北九州・大阪・豊田事業エリア

※ 端数の関係で合計は合わない。

高濃度PCB廃棄物の処理実績

- JESCOで処理されてきた高濃度PCB廃棄物量は、変圧器・コンデンサー等は約39万6千台、安定器・汚染物等が2万1千トンにのぼり、令和8年3月末で全ての処理が完了した。
- JESCO事業により高濃度PCB廃棄物の処理は大きく進展し、北海道及び東京事業所での処理事業も令和7年度末までに終了した。
- 最新の情報に基づく令和7年3月までのPCB（純PCB換算）の無害化累計量は15,191トンとなった。

令和8年3月末時点の処理量（変圧器・コンデンサー類）

	変圧器	コンデンサー類
北九州事業エリア（平成30年3月）	約2.8千台	約59千台
大阪事業エリア（令和6年3月）	約2.8千台	約85千台
豊田事業エリア（令和6年3月）	約2.5千台	約79千台
東京事業エリア（令和8年3月）	約3.8千台	約86千台
北海道事業エリア（令和8年3月）	約4.1千台	約70千台
全国	約16千台	約380千台

※北海道事業エリアには処理事業終了後に発見された北九州・大阪・豊田事業エリアの高濃度PCB廃棄物量を含む。

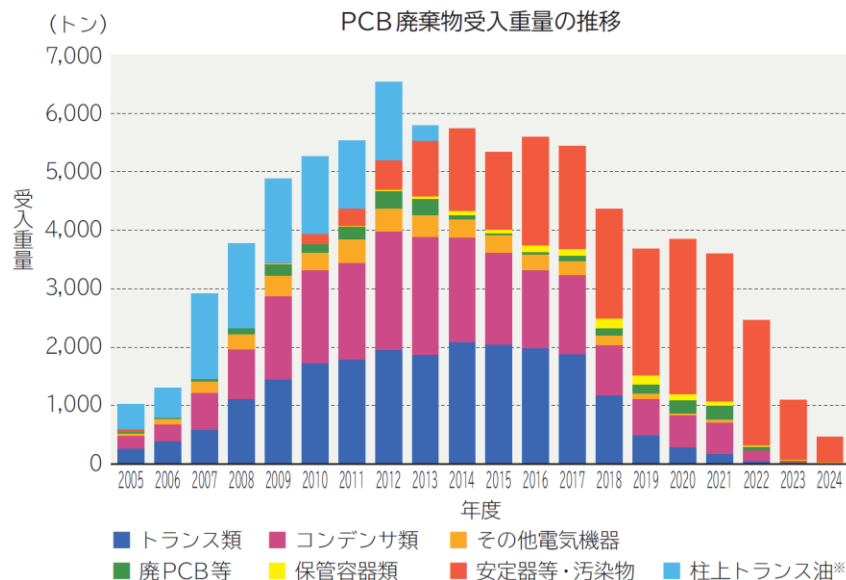
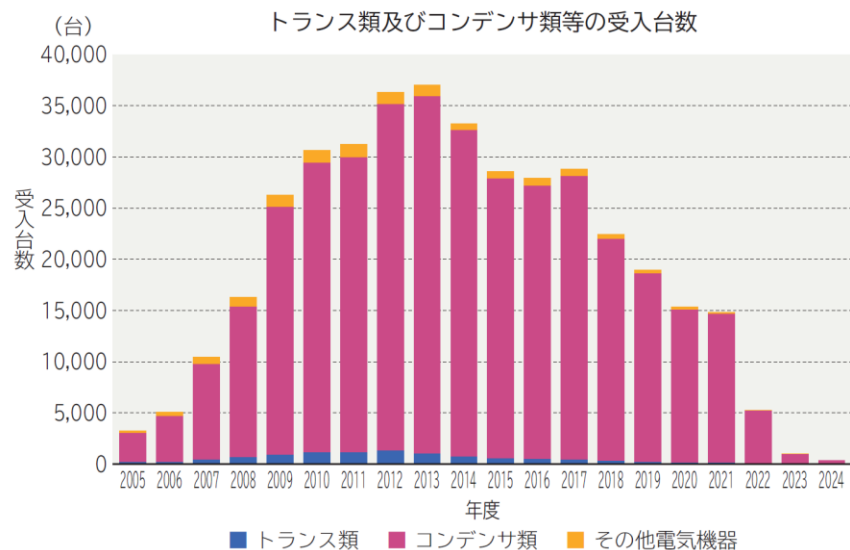
令和8年3月末時点の処理量（安定器・汚染物等）

	安定器・汚染物等
北九州・大阪・豊田事業エリア（令和6年3月）	約10千トン
北海道・東京事業エリア（令和8年3月）	約11千トン
全国	約21千トン

※北海道・東京事業エリアには処理事業終了後に発見された北九州・大阪・豊田事業エリアの高濃度PCB廃棄物量を含む。

PCB廃棄物の受入量の推移

- 令和7年3月末に北九州、豊田及び大阪事業所の操業終了に伴い、受入台数・受入重量は処理量はさらに減少。
- 各PCB処理事業所の操業開始以来の累計では、令和7年3月までに9632台のトランス類、371,558台のコンデンサ類、12,473台のその他電気機器を受入れ、無害化処理を実施。
- 受入台数は、平成24年（2012年）・平成25年をピークに減少し、直近2年（令和6年、令和7年）のトランス類・コンデンサ類の受入台数は、ピーク時の10分の1以下に減少した。



* 東京PCB処理事業所(低濃度施設)における柱上トランス油処理は2013年6月に終了しました。また、2024年3月末に西日本(北九州、大阪及び豊田)処理対象区域の操業が終了しました。

(参考) ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理事業の経過

- 2001年（平成13年） PCB特措法成立
- 2004年（平成16年） 高濃度のPCB廃棄物については、国が主導し、全国5か所（北九州、大阪、豊田、東京、北海道（室蘭））に立地自治体のご協力をいただきながら、JESCOの処理施設を順次設置し、処理を開始。
- 2005年（平成17年4月～平成18年3月） 早期登録受付開始。
- 2009年（平成21年7月） JESCO北九州事業所でプラズマ炉操業開始。安定器汚染物等の処理開始。
- 2013年（平成25年9月） JESCO北海道事業所でプラズマ炉操業開始。安定器汚染物等の処理開始。
- 2014年（平成26年6月） PCB廃棄物処理基本計画を変更。高濃度PCB廃棄物の処理期限を延長
- 2016年（平成28年8月） PCB特措法の改正（処分期間までの処分完了を義務付け等）
- 2022年（令和4年4月） 事業終了準備期間を活用して処理を継続
- 2024年（令和6年3月） JESCO北九州・大阪・豊田事業所における高濃度PCB処理事業を終了。
- 2024年（令和6年8月） 北海道(室蘭)の対象エリアに、令和5年度末で処理事業を終了した西日本(北九州・大阪・豊田)を追加し、東京と北海道(室蘭)の2か所体制へ変更（処理期限は令和8年3月で変更なし）
- 2026年（令和8年3月） JESCO北海道（室蘭）事業所および東京事業所での高濃度PCB処理事業を完了。



JESCO北海道事業所（北海道室蘭市）
左：プラズマ熔融施設、右：化学処理施設

令和7年度における行政代執行の実施状況

- JESCOでの処分が確実に完了するよう、処理手順が難航している事業が生じた案件は、必要に応じて行政指導や行政処分を実施し、速やかに処理することとした。
- 特に使用中の電気工作物であった新潟県の事案では、経産省、環境省、自治体及びJESCOの連携した対応により、行政代執行によらずに処分がなされた。（JESCOへの委託処理）
- 「保管者不存在」などの理由により止むを得ず実施された行政代執行は、10自治体（事案）となっており、令和7年12月に搬入を完了し、令和8年2月に中間処理を完了した。

自治体	実施根拠	コンデンサー 台数	安定器		小型機器 台数	汚染物		保管容器 台数	実施時期
			缶数	重量(kg)		缶数	重量(kg)		
北海道	改善命令違反	-	5	548	-	-	-	-	R7.12月
茨城県	保管者不存在	1	-	-	-	-	-	-	R7.11月
埼玉県	保管者不存在	-	1	7	-	-	-	-	R7.12月
静岡県	保管者不存在	2	-	-	-	-	-	-	R7.7月
岐阜県	改善命令違反	1	-	-	-	-	-	-	R7.6月
広島県	保管者不存在	1	-	-	-	-	-	-	R7.10月
福山市	改善命令違反	2	4	47	-	-	-	-	R7.7月
熊本県	保管者不存在	-	-	-	1	-	-	-	R7.6月
宮崎県	保管者不存在	3	-	-	-	-	-	1	R7.11月
鹿児島県	保管者不存在	3	-	-	-	1	26	-	R7.10月
	3件								
	7件								
		13	10	602	1	1	26	1	

行政代執行支援事業の完了報告

行政代執行の法制化と実施

- 平成28年8月施行のP C B特措法改正で行政代執行の規程が盛り込まれた。平成30年度には、北九州事業エリアの変圧器コンデンサ等の処分期間終了し（計画的処理完了期限迄1年以内）特措法上の行政代執行が実施可能となった。平成30年11月9日の環境省通知別添では「緊急の措置を行って差し支えない」との方針が示され、処理手続難航案件等へは“いとま無し代執行”を含めて期限内処理を担保するために行政代執行が実施されてきた。

環境保全の実効性確保

- 未処理P C B廃棄物の放置による環境リスクの排除を強制力を持つことで処理の実効性を担保させた。

実施年度	変圧器 台数	コンデンサー 台数	P C B油 kg	安定器等		汚染物		保管容器 台数
				缶	kg	缶	kg	
平成30年度	-	124	44	-	-	-	-	7
令和3年度	-	9	1	21	2,768	3	190	6
令和4年度	1	206	17	50	8,902	5	369	15
令和5年度	-	28	1	31	721	13	760	7
令和6年度	-	2	-	-	-	1	62	0
令和7年度	-	13	-	11	605	1	26	1
計	1	382	63	113	12,996	23	1,407	36

1. 安定器のPCB使用・不使用の判別に関する研修会の開催

- 平成27年度から令和6年度かけての10年間にわたり、JESCO主催の「安定器のPCB使用・不使用の判別に関する研修会」の開催、自治体主催の「安定器仕分け研修会への講師派遣」を実施した。
- これらの活動によって、安定器のPCB判別を行う業者の育成や自治体職員の判別知識の習得及び向上を図った。総計で2522名の受講者があった。受講者の内訳は、自治体職員、産廃事業者（処分、収運）、電気工事事業者、PCB分析事業者、施設管理者、コンサル他であり、安定器の適正処理の推進及び処理期限の遵守に貢献したものと考えている。



2. 安定器の掘り起こし調査支援の実施

- 令和2年度から令和6年度かけての5年間で、自治体や民間事業者等からの依頼を受け、掘り起こしの調査支援（主に現地調査等）を実施し、212施設で、高濃度PCB（PCB使用）安定器を多数発見し、掘り起こしの徹底を支援した。